

東御市総合計画推進市民会議設置要綱

平成 26 年 4 月 1 日

東御市告示第 41 号

(設置)

第 1 条 東御市総合計画を市民と行政の協働により推進するため、東御市総合計画推進市民会議
(以下「市民会議」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 市民会議の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画に掲げる施策(以下「施策」という。)の進捗評価と改善策の提案
- (2) 施策実現に向けた市民、地域・事業者、行政の役割分担の進行管理
- (3) 施策推進にあたっての課題の調整と協働の検討
- (4) 施策実現のための協働事業の企画と実行支援
- (5) その他、まちづくり課題の解決に向けた検討と調整

(組織)

第 3 条 市民会議は、25 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長等)

第 5 条 市民会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第 7 条 市民会議の任務を円滑に実施するため、市民会議に次の部会を置く。

- (1) 市民生活・健康福祉部会
- (2) 産業経済・都市整備部会
- (3) 子育て・教育部会

2 部会の運営、その他必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 市民会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。